



## 《会計・税務の知識》 資本金と税金の関係。税制改正の影響は？

### はじめに

よく問われるテーマのひとつに「資本金はいくらにすると税金が有利になるの？」というのがあります。各税目で、資本金が一定金額以下ないし未満である場合に優遇措置を認めたり、あるいは一定額以上ないし超えた場合には税負担を重くする規定が置かれています。

今年の税制改正では、この点について法人税の分野で大きな変更がありました。今回は、資本金と税金の関係についておさらいし、税制改正の影響を確認してみたいと思います。

### 1. 法人税と資本金

法人税では、事業年度末時点の資本金が1億円以下か否かによって、中小企業と大企業を判定し、中小企業とされる場合には次のような特例の適用があります。

#### ①交際費の損金算入の特例

年間600万円までにつき90%は損金算入が可能（平成24年3月31日までに開始する事業年度）。

#### ②軽減税率

年間800万円までの所得につき法人税率が30%から22%（平成23年3月末までに終了する事業年度につき18%）。

#### ③留保金課税の不適用

特定同族会社について特別に課税される留保金課税の適用免除。

#### ④貸倒引当金の法定繰入率

貸倒引当金の損金算入限度額の計算につき実績繰入率に代えて、業種別の法定繰入率の適用可。

#### ⑤欠損金の繰戻し還付

当年に欠損金が生じた場合、前年の法人税の繰戻し還付が可能（平成21年2月1日以後終了事業年度）。

その他、設備投資や試験研究などを促進するための特例がありますが、これらの特例は資本金が1億円超の法人により支配されている場合には、適用されません。

### 2. 地方税と資本金

地方税では、法人住民税における均等割が、資本金等の額（資本金を含む株主等からの出資額）を基準に課されます。また、法人事業税の外形標準課税

の判定が、事業年度末時点の資本金が1億円以下か否かによって判定されます。

### 3. 消費税と資本金

消費税は、2期前の売上高を基準に納税義務が判定されるため、基準となる年度がない設立後2期間については消費税が免除されます。しかし、事業年度開始時の資本金が1千万円以上の場合には設立後2期間についても消費税が課されることになっています。

### 4. 外国法人の資本金

外国法人について資本金額を算定する場合は、事業年度末（消費税納税義務の判定は事業年度開始時点）の電信売買相場の仲値により換算した金額によります。でするので、現地通貨では資本金の変動がなくても、期首ないし期末時の為替相場次第では、税負担が異なる場合があります。

### 5. 税制改正の影響

従来は大企業の子会社であっても、その子会社の資本金が1億円以下であれば法人税における中小企業向け特例措置の適用が可能なものがありました（前述1の①～⑤）。

平成22年度の税制改正では、100%支配する親会社の資本金が5億円以上の場合には、子会社の資本金が1億円以下であっても特例措置の適用ができなくなりました。本年4月1日以後に開始する事業年度より適用されています。親会社には外国法人も含まれます。

### 結び

このように、自社の資本金、親会社の資本金、さらには為替相場の変動によっても特例措置の適用可否が異なり、税負担に影響が生じる場合があります。

可能であれば減資を検討されてはいかがでしょうか？資本金を1億円以下（資本金1億円以下の100%子会社を保有する会社については資本金5億円未満）にすることで大きな節税につながり得ます。ただし、減資手続きには一定期間を要しますので、判定時期（法人税の特例であれば期末）から遡って2か月くらい前から着手する必要がありますのでご留意ください。（担当：長谷川）